平成２２年（フ）第７５２号
相模原市南区大野台４丁目５番６号　フ・ミールＡ101
債務者　北沢　美鈴（旧姓川嵜）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７６５号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目37番19号　コスモハイグランド210
債務者　髙田　勝由
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７７７号
相模原市南区相南１丁目10番25号　寿荘205
債務者　山田　昌夫
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７８５号
相模原市緑区東橋本２丁目21番１―1001号
債務者　稲満　栄吾
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５２６号
東京都武蔵野市境５丁目22番15―203号センチュリー武蔵野
債務者　塩野　　豊
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５号
東京都稲城市長峰２丁目９番地１―303
債務者　舟橋惠美子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１４号
岡山県玉野市築港２丁目25番１―304号
債務者　中本　　恵
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７８号
愛媛県八幡浜市郷２番耕地27番地
債務者　和田　智也
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第７２６号
相模原市緑区東橋本１丁目17番29号　イーストハイム505
債務者　白井ゆかり（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月17日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８６９号
岡山県備前市吉永町岩崎371番地６
債務者　濱田　幸夫
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８１２号
東京都八王子市元本郷町４丁目14番23―102号
債務者　中原ひとみ
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１８１４号
東京都清瀬市旭が丘２丁目６番６―304号
債務者　紺野あゆみ
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７３号
石川県七尾市田鶴浜町れ部54番地、従前の住所石川県七尾市飯川町２部44番地
債務者　岡野紀美江（旧姓畑中・田近）
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第７３３号
静岡県浜松市東区有玉台２丁目31番３号
債務者　有賀　清江
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７４３号
静岡県磐田市豊浜238番地１
債務者　伊藤　祐子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５２号
熊本県山鹿市鹿校通３丁目６―12　堺貸家１―１号室、住民票上の住所熊本県山鹿市山鹿1478番地
債務者　大林　義明
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係